

エコマーク商品類型 No. 140「飲食料品、化粧品、家庭用品などの容器包装 Version1.13」
認定基準書

D. PET ボトル(容器)

公益財団法人 日本環境協会
エコマーク事務局

1. 認定基準制定の目的

家庭から出るごみの約 60%(容積比)を占める容器包装廃棄物の削減は、持続可能な社会の構築に向けた大きな課題の一つである。また昨今では、海洋プラスチックごみ汚染やプラスチックの資源循環が世界共通の政策課題となるなか、不適正に投棄された PET ボトルの処理が各国で課題となっている。国内の PET ボトル業界においては、3R 推進に向けた自主行動計画を策定し、軽量化やリユースボトルの調査・研究、使用後の回収率およびリサイクル率の向上、使用済 PET ボトルの水平リサイクル(ボトル to ボトル)のほか、植物由来 PET 樹脂の使用に取り組んでいる。国内の PET 樹脂のマテリアルフロー(2018 年年度)(PET ボトルリサイクル推進協議会)によると、PET 樹脂生産・輸入量約 157 万トンのうち約 74 万トンが PET ボトルの原料として使われており、そのうち 7.3 万トンは再生 PET 樹脂が使用されている現状にある。飲料事業者では、2030 年までの目標として、再生 PET 樹脂の使用や植物由来 PET 樹脂の使用割合の目標値を公表するところが増えており、PET ボトルの設計においては、3R の取り組みが統合的に進められるようになった。

これまで、本商品類型における PET ボトルの認定基準を「D.軽量 PET ボトル」、「E.再生材料を使用した PET ボトル」および「F.植物由来プラスチックを使用した PET ボトル」の 3 つに分類していたが、今回の基準改定では、総合的に評価ができるように「D.PET ボトル(容器)」に統合することとした。

2. 適用範囲

「資源の有効な利用の促進に関する法律」に基づき政令指定された PET ボトル(指定 PET ボトル)、およびそのプリフォーム。

3. 用語の定義

耐熱用ボトル	高熱殺菌で、90℃程度まで耐えられるようになっている PET ボトル。口部が結晶化により白色になっている。
耐圧用ボトル	炭酸ガス入り飲料用 PET ボトル。中身の炭酸ガスによる内圧力に耐えられるように設計されている。
無菌充填用ボト	無菌環境下で中身が常温充填される PET ボトル。

ル	
再生プラスチック	高分子物質を主成分とする再生材料。マテリアルリサイクルの過程で、ポリマーと分別することのできない可塑剤などの添加剤が混合している再生材料も再生プラスチックとする。
再生材料	プレコンシューマ材料またはポストコンシューマ材料またはそれらの混合物。
プレコンシューマ材料	製品を製造する工程の廃棄ルートから発生する端材などの材料または不良品であり、収集及び分別などの再生工程を経た材料。ただし、原料として同一の工程(工場)内でリサイクルされるものは除く。
ポストコンシューマ材料	製品として使用された後に、廃棄された材料または製品。
プラスチック	単一もしくは複数のポリマー材料と、特性付与のために配合された添加剤、充填材等からなる材料。
ポリマー	プラスチック中の主な構成成分である高分子材料。
植物由来プラスチック	植物を原料とするバイオベース合成ポリマーからなるプラスチック。なお、本認定基準では、ポリエチレン(PE)、ポリエチレンテレフタレート(PET)を対象とする。
バイオベース合成ポリマー	全面的または部分的にバイオマス資源を原料として、化学的および/または生物学的工業プロセスによって得られるポリマー。ISO 16620-1 3.1.4 に定義される biobased synthetic polymer を指す(原文 polymer obtained through chemical and/or biological industrial process(es) Wholly or partly from biomass resources)。
バイオベース合成ポリマー含有率	製品(または認定基準で指定する部分)に占めるバイオベース合成ポリマー中のバイオマス資源由来部分の割合。でんぷん等の天然ポリマーは含まれない。ISO 16620-1 3.1.5 に定義される biobased synthetic polymer content を指す(原文 biobased synthetic polymer content : amount of biobased synthetic polymer present in the product)。
処方構成成分	製品に特性を付与する目的で、意図的に加えられる成分をいう。製造プロセス上、不可避免的に混入する不純物成分は含まない。

4. 認定の基準と証明方法

各基準項目への適合の証明については、付属証明書および関連書類を提出すること。

なお、本認定基準で中間製品としてエコマーク認定を受けているボトル本体(プリフォームを含む)に、ラベル、キャップを組み合わせた最終製品として申込む場合は、基準項目のうち 4-1-1.(1)、および 4-1-2.(4)(5)(7)(8)のボトル本体に関する証明方法は、ボトル本体のエコマーク認定番号を提示することで証明に代えることができる。

4-1. 環境に関する基準と証明方法

4-1-1. 共通基準と証明方法

- (1) ボトルの軽量化率、ボトルにおける再生 PET の重量割合、植物由来 PET(バイオベース合成ポリマー含有率)の重量割合、キャップ・ラベルの環境対応を下式によって算出した総合評価値が 60 以上であること。

$$\text{総合評価値} = \boxed{\text{A-1}} + \boxed{\text{A-2}} + \boxed{\text{A-3}} + \boxed{\text{B}} + \boxed{\text{C}}$$

A. ボトル																																																
A-1 ボトルの軽量化率		A-2 再生 PET の使用																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>2004 年度ボトル重量(表 1)比: x</th> <th>ポイント</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20% ≤ x < 25%</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>25% ≤ x < 28%</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>28% ≤ x < 40%</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>40% ≤ x</td> <td>70</td> </tr> </tbody> </table>		2004 年度ボトル重量(表 1)比: x	ポイント	20% ≤ x < 25%	40	25% ≤ x < 28%	50	28% ≤ x < 40%	60	40% ≤ x	70	<table border="1"> <thead> <tr> <th>再生 PET の重量割合: y</th> <th>ポイント</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5% ≤ y < 25%</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>25% ≤ y < 50%</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>50% ≤ y < 75%</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>75% ≤ y</td> <td>70</td> </tr> </tbody> </table>		再生 PET の重量割合: y	ポイント	5% ≤ y < 25%	30	25% ≤ y < 50%	50	50% ≤ y < 75%	60	75% ≤ y	70																									
2004 年度ボトル重量(表 1)比: x	ポイント																																															
20% ≤ x < 25%	40																																															
25% ≤ x < 28%	50																																															
28% ≤ x < 40%	60																																															
40% ≤ x	70																																															
再生 PET の重量割合: y	ポイント																																															
5% ≤ y < 25%	30																																															
25% ≤ y < 50%	50																																															
50% ≤ y < 75%	60																																															
75% ≤ y	70																																															
<p>表 1. ボトルの軽量化</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>サイズ [mL]</th> <th>2004 年度 ボトル重量[g]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">清涼飲料</td> <td rowspan="4">耐熱</td> <td>350</td> <td>25.1</td> </tr> <tr> <td>500</td> <td>27.5</td> </tr> <tr> <td>1,500</td> <td>55.7</td> </tr> <tr> <td>2,000</td> <td>63.5</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">耐圧</td> <td>500</td> <td>31.1</td> </tr> <tr> <td>1,500</td> <td>48.3</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">無菌</td> <td rowspan="2">500</td> <td>25.2</td> </tr> <tr> <td>2,000</td> <td>51.7</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">酒類</td> <td>2,700</td> <td>89.9</td> </tr> <tr> <td>4,000</td> <td>138.9</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">酒類</td> <td rowspan="2">みりん</td> <td>1,000</td> <td>36.2</td> </tr> <tr> <td>1,800</td> <td>78.2</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">しょうゆ</td> <td rowspan="2">しょうゆ</td> <td>500</td> <td>25.0</td> </tr> <tr> <td>1,000</td> <td>33.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">しょうゆ加 工品</td> <td>500</td> <td>26.6</td> </tr> <tr> <td>1,000</td> <td>38.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1) PET ボトルリサイクル推進協議会が定める 2004 年度ボトル重量による。 *2) 複数の用途区分に該当するボトル(耐熱圧など)にあつては、2004 年度ボトル重量が低い用途区分を適用する。 *3) 中間サイズにあつては、同用途の主要 17 種の 2004 年度ボトル重量から按分して、みなしの 2004 年度ボトル重量を算出すること。</p>				用途	サイズ [mL]	2004 年度 ボトル重量[g]	清涼飲料	耐熱	350	25.1	500	27.5	1,500	55.7	2,000	63.5	耐圧	500	31.1	1,500	48.3	無菌	500	25.2	2,000	51.7	酒類	2,700	89.9	4,000	138.9	酒類	みりん	1,000	36.2	1,800	78.2	しょうゆ	しょうゆ	500	25.0	1,000	33.0	しょうゆ加 工品	500	26.6	1,000	38.5
用途	サイズ [mL]	2004 年度 ボトル重量[g]																																														
清涼飲料	耐熱	350	25.1																																													
		500	27.5																																													
		1,500	55.7																																													
		2,000	63.5																																													
	耐圧	500	31.1																																													
		1,500	48.3																																													
無菌	500	25.2																																														
		2,000	51.7																																													
	酒類	2,700	89.9																																													
		4,000	138.9																																													
酒類	みりん	1,000	36.2																																													
		1,800	78.2																																													
	しょうゆ	しょうゆ	500	25.0																																												
1,000			33.0																																													
しょうゆ加 工品		500	26.6																																													
		1,000	38.5																																													
A-3 植物由来 PET の使用		注) A-2 または A-3 を適用する場合においては、同等ボトル(自社の同用途・サイズの直近のボトル)の重量を超えないこと。																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>植物由来 PET(バイオベース合成ポリマー含有率): z</th> <th>ポイント</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5% ≤ z < 10%</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>10% ≤ z < 20%</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>20% ≤ z < 30%</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>30% ≤ z</td> <td>90</td> </tr> </tbody> </table>		植物由来 PET(バイオベース合成ポリマー含有率): z	ポイント	5% ≤ z < 10%	30	10% ≤ z < 20%	50	20% ≤ z < 30%	60	30% ≤ z	90																																					
植物由来 PET(バイオベース合成ポリマー含有率): z	ポイント																																															
5% ≤ z < 10%	30																																															
10% ≤ z < 20%	50																																															
20% ≤ z < 30%	60																																															
30% ≤ z	90																																															
B. キャップの環境対応		C. ラベルの環境対応																																														
(いずれかを選択)		(いずれかを選択)																																														
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>軽量化(自社同等製品の従来比)</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>キャップにおける植物由来プラスチック(バイオベース合成ポリマー含有率)の重量割合 25% 以上</td> <td>20</td> </tr> </tbody> </table>		軽量化(自社同等製品の従来比)	10	キャップにおける植物由来プラスチック(バイオベース合成ポリマー含有率)の重量割合 25% 以上	20	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>薄肉化、ラベルのサイズの縮小化(自社同等製品の従来比)</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>ラベルにおける再生プラスチックの重量割合 25% 以上、または植物由来プラスチック(バイオベース合成ポリマー含有率)の重量割合 10% 以上</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>ラベルレス</td> <td>30</td> </tr> </tbody> </table>		薄肉化、ラベルのサイズの縮小化(自社同等製品の従来比)	10	ラベルにおける再生プラスチックの重量割合 25% 以上、または植物由来プラスチック(バイオベース合成ポリマー含有率)の重量割合 10% 以上	20	ラベルレス	30																																			
軽量化(自社同等製品の従来比)	10																																															
キャップにおける植物由来プラスチック(バイオベース合成ポリマー含有率)の重量割合 25% 以上	20																																															
薄肉化、ラベルのサイズの縮小化(自社同等製品の従来比)	10																																															
ラベルにおける再生プラスチックの重量割合 25% 以上、または植物由来プラスチック(バイオベース合成ポリマー含有率)の重量割合 10% 以上	20																																															
ラベルレス	30																																															

【証明方法】

A-1~**C** の証明方法は、**別紙 1** に従うこと。

- (2) 申込商品の製造にあたって、最終製造工程を行う工場が立地している地域の大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出などについて、関連する環境法規および公害

防止協定など(以下、「環境法規等」という)を順守していること。

また、申込日より過去 5 年間の環境法規等の順守状況(違反の有無)を報告すること。なお、違反があった場合には、すでに適正な改善をはかり再発防止策を講じ、以後は関連する環境法規等を適正に順守していること。

【証明方法】

最終製造工程を行う工場が立地している地域の環境法規等を順守していることに関し、申込製品を製造する事業代表者もしくは当該工場長が発行する証明書(環境法規等の名称一覧の記載または添付)を提出すること。

また、過去 5 年間に行政処分、行政指導などの違反の有無を報告し、違反があった場合には、以下の a.および b.の書類を提出すること。

- a. 違反事実について、行政機関などからの指導文書(改善命令、注意なども含む)、およびそれらに対する回答書(原因、是正結果などを含む)の写し(一連のやりとりがわかるもの)
- b. 環境法規等の順守に関する管理体制についての次の 1)~5)の資料(記録文書の写し等)
 - 1) 工場が立地している地域に関する環境法規等の一覧
 - 2) 実施体制(組織図に役割等を記したもの)
 - 3) 記録文書の保管について定めたもの
 - 4) 再発防止策(今後の予防策)
 - 5) 再発防止策に基づく実施状況(順守状況として立入検査等のチェック結果)

4-1-2. 構成物に関する基準と証明方法

以下(3)~(9)項は、申込商品の構成物(ボトル(プリフォームを含む)、ラベル、キャップのうち申込範囲に含まれるもの)のうち、各項に指定する[適用構成物]に適用する。

- (3) 使用する印刷インキについて、印刷インキ工業連合会「印刷インキに関する自主規制(NL 規制)」で規制される物質を処方構成成分として添加しないこと。[適用構成物：ラベル、キャップ]

【証明方法】

NL 規制に適合していることを付属証明書に記載すること。

- (4) プラスチック材料は、ポリマー骨格にハロゲンを含むプラスチックを処方構成成分として添加しないこと。[適用構成物：PET ボトル本体、ラベル、キャップ]

【証明方法】

プラスチック材料について、ポリマー骨格へのハロゲン元素の添加の有無を付属証明書に記載すること。

- (5) プラスチック材料に使用する可塑剤、色材、安定剤、滑剤などのプラスチック添加剤は、食品用器具・容器包装のポジティブリスト制度などに従うこと。[適用構成物：PET ボトル本体、ラベル、キャップ]

【証明方法】

プラスチック材料に使用する可塑剤、色材、安定剤、滑剤などのプラスチック添加剤が、食品用器具・容器包装のポジティブリスト制度などに従っていることについて、ポジティブリストに登録されていることの証明書(整理番号・物質名・CAS No など)を代表 1 点のプラスチック添加剤について提出すること。

- (6) 食品容器に再生プラスチック材料を使用する場合は、厚生労働省「食品用器具及び容器包装における再生プラスチック材料の使用に関する指針(ガイドライン)」(平成 24 年 4 月 27 日 食安発 0427 第 2 号)に基づいて安全性の確保を図っていること。[適用構成物：PET ボトル本体、キャップ]

【証明方法】

厚生労働省「食品用器具及び容器包装における再生プラスチック材料の使用に関する指針(ガイドライン)」(平成 24 年 4 月 27 日 食安発 0427 第 2 号)に基づいて安全性の確保を図っていることを示す文書を提出すること。

- (7) 使用する接着剤は、日本接着剤工業会の「食品包装材料用接着剤等に関する自主規制(NL 規制)」に従うこと。[適用構成物：ラベル]

【証明方法】

NL 規制に適合していることを付属証明書に記載すること。

- (8) 「食品、添加物等の規格基準(昭和 34 年厚生省告示第 370 号)」に定める有害物質の要件を満足すること。[適用構成物：PET ボトル本体、ラベル、キャップ]

【証明方法】

該当する有害物質の要件を満足することについて、管理方法(手順)の説明、および試験結果を代表 1 点のプラスチック材料について提出すること。

- (9) 「指定 PET ボトルの自主設計ガイドライン(PET ボトルリサイクル推進協議会)」に適合すること。[適用構成物：PET ボトル本体、ラベル、キャップ]

【証明方法】

指定 PET ボトルの自主設計ガイドラインの評価基準に則って評価した結果を提出すること。

4-2. 品質に関する基準と証明方法

- (10) 品質は、業界の自主的な規格または自社規格を満足するものであること。

【証明方法】

該当規格への適合を示す文書を提出すること。

5. 配慮事項

認定の要件ではないが、製造にあたっては以下に配慮することが望ましい。なお、各項目の対応状況を付属証明書に記載すること。

- (1) 再生プラスチックまたは植物由来プラスチックが使用される場合には、配合割合などを表示していること。

6. 商品区分、表示など

- (1) 商品区分(申込単位)はブランド名毎および用途毎とする。なお、申込単位ごとに異なるボトルのサイズを一括して申請することも可とする。

- (2) エコマークを容器包装に表示する場合には、容器包装がエコマーク認定商品であることがわかるように表示し、内容物とエコマークが無関係であることをわかるようにすること。

- (3) 原則として、ボトル本体などにエコマークを表示すること。なお、エコマーク商品を保有するエコマーク使用契約者においては、これまでどおりの表示および認定番号を記載することも可とする。

例)



エコマーク認定ボトル



Eco Mark Certified

(表示方法に関する注記)

* ロゴマークの表示においては、エコマーク認定番号(8桁の数字)または使用契約者名を表記すること。

* 「エコマーク使用の手引」2.(2)項に準じて、次に示すような「エコマーク(英語表記も可)」を含む表現を使用してもよい。

「エコマーク商品」、「#エコマーク」、「www.ecomark.jp」、「Eco Mark Certificate」

* 環境省「環境表示ガイドライン」などに準拠して、ロゴマークと関連付けて認定商品の環境主張を表記してもよい。

(<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/guideline/>)

* その他、上記に記載のない事項は「エコマーク使用の手引」に従うこと。

(<https://www.ecomark.jp/office/guideline/guide/>)

2013年10月1日	分類 C.～E.の追加制定 (Version1.7)
2015年6月1日	改定(分類 A.～D.食品容器への再生プラスチック材料使用に関する厚生労働省ガイドライン追加 Version1.8)
2016年9月16日	分類 F の追加制定 (Version1.10)
2017年2月1日	改定(分類 D 4-1-1(1)、5、分類 E 5、分類 F および H 3 Version1.11)
2019年4月1日	改定(6.(2)(3) マーク表示)
2020年11月1日	改定(分類 D～FをDに統合し制定 Version1.13)、有効期限延長
2027年6月30日	有効期限

本商品類型の認定基準書は、必要に応じて改定を行うものとする。

別紙 1 4-1-1.(1)の証明方法**A-1** ボトルの軽量化**【証明方法】**

証明書にボトルの用途・サイズ・重量(ラベル、キャップは重量計算に含めない)をそれぞれ記載すること。併せて、ボトルの概要が分かる資料(仕様書等)を提出すること。

A-2、B、C 再生プラスチック使用における証明方法**【証明方法】**

PET ボトル本体(またはキャップ、ラベル)の重量と再生プラスチックの重量割合についての証明書、および原料供給事業者が発行する原料供給証明書を提出すること。

A-3、B、C 植物由来プラスチック使用における証明方法**【証明方法】**

以下 a)~c)の全てを提出すること。

a) PET ボトル本体のバイオベース合成ポリマー含有率を計算した証明書を提出すること。そのうち植物由来プラスチック(原料樹脂)は、ISO16620-2 または ASTM D6866 に規定される ¹⁴C 法によるバイオベース炭素含有率の測定結果の値と成分組成を用いて、ISO16620-3 に規定される方法により算出したバイオベース合成ポリマー含有率の測定結果を記載すること。なお、測定結果と規格上のバイオベース合成ポリマー含有率に 10%を超える乖離がある場合には、その理由も説明すること。添付書類として、バイオベース炭素含有率の測定結果を提出すること。また、認定後のバイオベース合成ポリマー含有率の適正な維持について、原料樹脂供給事業者(販売事業者を含む)が発行する以下のいずれかの証明書を提出すること。

- ・バイオベース炭素含有率の測定を定期的実施すること、および測定結果をエコマーク事務局の要請に応じて開示できることの説明文書
- ・バイオベース合成ポリマー含有率の管理について、第三者機関による監査または認証を受けていることの証明書

b) 植物由来プラスチック(原料樹脂)について、植物原料の栽培から植物由来プラスチック(原料樹脂)製造までのサプライチェーンを把握していること。各工程は別表 1 のチェックリストに適合すること。具体的には、栽培地(国、州、市等)から植物由来プラスチック(原料樹脂)製造までのサプライチェーン(フロー図等。精製、発酵等を含む)、および別表 1 への適合状況を記載した、原料樹脂供給事業者(販売事業者を含む)が発行する証明書を提出すること。

c) 植物由来プラスチック(原料樹脂)について、原料調達から廃棄・リサイクルに至るまでの温室効果ガスの排出量(CO₂換算)が、代替しようとする従来の樹脂と比較して増加しないことを示すライフサイクルアセスメント(LCA)の結果を提出すること(既存の論文等を参照することでもよい)。なお、排出量の増加分を信頼性のあるカーボン・オフセット(グリーン電力の購入など)によって相殺している場合も、本項目に適合するものとするが、カーボン・オフセットの内容および信頼性についての説明資料を併せて提出すること。

B、C キャップ・ラベルの環境対応(軽量化、薄肉化など)における証明方法**【証明方法】**

キャップ・ラベルの軽量化、ラベルの薄肉化・サイズの縮小化については、自社同等製品などの従来製品との比較において、プラスチックの重量割合が削減されていることを示す資料を提出すること。また、ラベルレスについては、製品の外観図などを提出すること。

別表 1 植物由来プラスチック(原料樹脂)のトレーサビリティに関するチェックリスト

No	目的	要求(実現されなくてはならない項目)	対象	実現	実施方法 (該当する全ての項目に☑)
1	地球温暖化の防止, 自然生態系の保全	植物を栽培する主たる農地は、直近 10 年以内に森林からの土地改変が行われていないか。	農地	☐はい/ ☐いいえ	<input type="checkbox"/> 現地の土地改変に係る法令を確認した <input type="checkbox"/> 現地調査やヒアリングにより現地の実態を把握した <input type="checkbox"/> 植物の調達に関するガイドラインを定め、公表している。又は、独立した第三者によるガイドラインに準拠している。 ・ガイドライン名 [] ・公表場所 [] <input type="checkbox"/> 植物の調達に関する独立した第三者の認証制度を併用している。 ・認証制度名 [] <input type="checkbox"/> その他(具体的に記入) []
2	生態系の保全	遺伝子組み換え農作物を原料とする場合、安全性の確保について評価を行ったか。	農地	☐はい/ ☐いいえ/ 適用外(不使用)	<input type="checkbox"/> 現地の遺伝子組み換え農作物に係る法令を確認した <input type="checkbox"/> 現地調査やヒアリングにより現地の実態を把握した <input type="checkbox"/> 植物の調達に関するガイドラインを定め、公表している。又は、独立した第三者によるガイドラインに準拠している。 ・ガイドライン名 [] ・公表場所 [] <input type="checkbox"/> 植物の調達に関する独立した第三者の認証制度を併用している。 ・認証制度名 [] <input type="checkbox"/> その他(具体的に記入) []
3	土地の酸性化・富栄養化, 水質汚染の防止	植物の主たる栽培地における肥料・農薬の使用状況を把握したか。 「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」(POPs 条約)で規制されている農薬が使用されていないか。	農地	☐はい/ ☐いいえ	<input type="checkbox"/> 現地の肥料・農薬に係る法令を確認した <input type="checkbox"/> 現地調査やヒアリングにより現地の実態を把握した <input type="checkbox"/> 植物の調達に関するガイドラインを定め、公表している。又は、独立した第三者によるガイドラインに準拠している。 ・ガイドライン名 [] ・公表場所 [] <input type="checkbox"/> 植物の調達に関する独立した第三者の認証制度を併用している。 ・認証制度名 [] <input type="checkbox"/> その他(具体的に記入) []

No	目的	要求(実現されなくてはならない項目)	対象	実現	実施方法 (該当する全ての項目に☑)
4	適正な水利用	植物の主たる栽培地における水の使用状況を把握したか。	農地	☐はい/ ☐いいえ	<input type="checkbox"/> 現地の水使用に係る法令(取水制限等)を確認した <input type="checkbox"/> 現地調査やヒアリングにより現地の実態を把握した <input type="checkbox"/> 植物の調達に関するガイドラインを定め、公表している。又は、独立した第三者によるガイドラインに準拠している。 ・ガイドライン名 [] ・公表場所 [] <input type="checkbox"/> 植物の調達に関する独立した第三者の認証制度を併用している。 ・認証制度名 [] <input type="checkbox"/> その他(具体的に記入) []
5	再生資源の利用,食糧との競合回避	植物由来プラスチック(原料樹脂)の粗原料の一部として、現地の再生資源が入手可能な場合、優先的に使用したか。	原料樹脂	☐はい/ ☐いいえ/ ☐適用外(入手不可)	使用する再生資源名 [] 再生資源の発生量・割合 []
6	地球温暖化の防止	粗原料の主たる製造工場において、発酵などにより地球温暖化係数の高いメタンを排出する場合、その処理状況を把握したか。	粗原料製造工場	☐はい/ ☐いいえ/ ☐適用外(左記に該当しない)	<input type="checkbox"/> 現地調査やヒアリングにより現地の実態を把握した <input type="checkbox"/> その他(具体的に記入) []
7	非化石エネルギー源、再生可能エネルギー源の利用	栽培から原料樹脂製造までの工程において新規に工場を設置する場合、非化石エネルギー源(例えば、バガスやバイオガスなど)や再生可能エネルギーを出来る限り活用したか。	製造工場	☐はい/ ☐いいえ	エネルギー名と活用方法 []
8	法令順守	植物由来プラスチック(原料樹脂)製造を行う工場が立地している地域等の法令に従い、工場における排水の管理が行われているか。	樹脂製造工場	☐はい/ ☐いいえ	工場排水の管理について説明した資料を添付すること。